

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

# 経営継続補助金 2次募集のご案内

応募締切日  
11/6(金)  
相談はお早めに！

新型コロナウイルスの影響を克服するため  
農業者が経営計画に基づいて取り組む経営継続を支援します。

【受付期間】 第2回：令和2年10月26日(月)～11月6日(金)

【実施期間】 5月14日(木)～令和3年2月28日(日)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

経営計画の作成や申請をJA(支援機関)がサポートします！  
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

## 対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)  
※常時使用する従業員数が20人以下であること

## 補助上限

# 150万円

(1)と(2)の  
合計

(1) 経営継続に関する取組に要する経費  
補助率：3/4 上限：100万円

①国内外の販路の回復・開拓

②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換

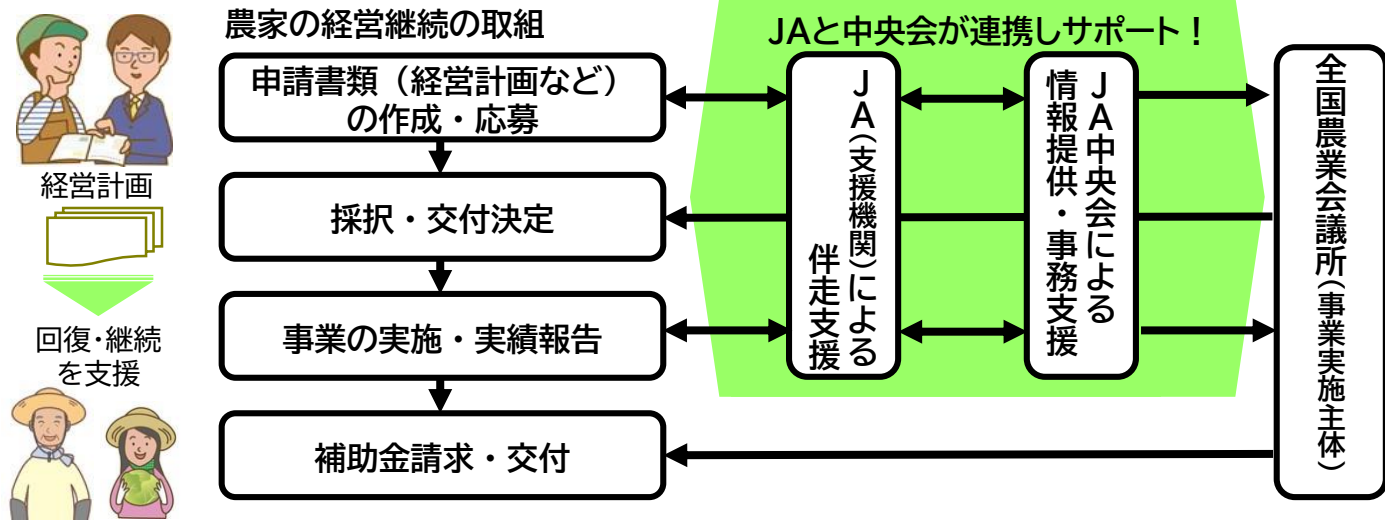
③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」

(2) 感染拡大防止の取組に要する経費  
補助率：定額 上限：50万円

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

## 【事業の流れ】





Q どのような農家が事業を利用できますか？

A 中小・家族経営や集落営農など幅広い方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の宣誓書（確認書）の交付を受けることが必要です。

Q 申請に関して、経営計画に成果目標を定める必要がありますか。また、目標が達成できない場合は、補助金の返還を求められますか？

A 成果目標は特に設定していません。なお、採択者に対して、補助事業完了後のフォローアップ調査を含め、取り組む事業とその効果等を把握するための聞き取り調査をすることがあります。

Q 申請の際にどんな書類が必要ですか。

A 経営計画申請書の他、導入予定の見積書等及び直近の確定申告書類（第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書）、新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。提出書類については、申請者が個人か法人かによって異なります。

Q 「接触機会を減らす生産・販売への転換」または「感染時の業務継続体制の構築」のための経費が1/6以上充てることが条件となっていますが、具体的にどんな取組が対象となりますか。

A 生産・出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入や、業務継続のための経営管理の取組が対象です。具体的には、省力化につながる定植・収穫機などの機械導入、生分解性マルチなどの生産資材の購入費等が対象となります。詳細は「公募要領」をご確認ください。

Q 「事業継続に関するガイドラインに即した取組（定額：上限50万円）」の対象を教えてください。

A 感染防止対策のために必要な機械装置等の購入費、消毒やマスクの購入費、清掃費用、飛沫対策のためのアクリル板や防護スクリーンの購入・施工費用、換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入費、その他の衛生管理費用が対象となります。

Q 経営計画申請書はどのように記載すればよいですか？

A 申請者により設定目標が異なるため、JAとの相談前に申請者ご本人の方に申請書を記入いただきます。その後、JAと面接する中で修正作業を行い、本申請となります。複数回の面接が想定されますので早めに相談ください。

### 【想定される活用例】

ケース①耕種：環境に優しい省力化技術と土づくりによる品質向上

経費例：マルチャー、定植機、運搬車、肥料散布機  
生分解性マルチ等の購入

ケース②畜産：発情発見～分娩管理の効率化と堆肥舎の整備

経費例：発情発見システム（牛温恵）、簡易堆肥舎等の導入（設置費込み）

ケース③稲作：省力化と新たな経営管理システムの導入

経費例：鉄コーティング種子の直播機、ドローン等の導入

※汎用性がある機械類は採択がされない場合があります。

※機械類等の単純な買い替え（更新）は補助対象となりません。



## お問い合わせ先

JA信州諏訪 最寄りの営農センター 担当者

もしくは 営農部 営農企画課 電話：71 - 2700

